

議案第 2 号

町田市立学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2025年4月11日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、町田市立学校設置条例の改正に伴い、2026年4月1日に新設される鶴川中央小学校の通学区域を定めるとともに、その小学校の周辺の小学校の通学区域を改めるため、また、2025年4月1日に新設された本町田ひなた小学校及び成瀬小学校を卒業した児童が進学する予定の中学校の通学区域を定めるとともに、その中学校の周辺の中学校の通学区域を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の通学区域に関する規則を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 2026年4月1日に新設される鶴川中央小学校の通学区域を定めるとともに、その小学校の周辺の小学校の通学区域を改めるため
- (2) 2025年4月1日に新設された本町田ひなた小学校及び成瀬小学校を卒業した児童が進学する予定の中学校の通学区域を定めるとともに、その中学校の周辺の中学校の通学区域を改めるため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 鶴川第一小学校及び大蔵小学校の通学区域に関する規定を改めます。
(別表第1関係)
- (2) 鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校に関する規定を削るとともに、鶴川中央小学校に関する規定を加えます。(別表第1関係)
- (3) 町田第一中学校、町田第二中学校、町田第三中学校、成瀬台中学校、南成瀬中学校、薬師中学校及び木曽中学校の通学区域に関する規定を改めます。(別表第2関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の通学区域に関する規則（昭和34年7月町田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																																						
別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表	別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表																																						
<table> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鶴川第一小学校</td><td>小野路町<u>の全部</u>、野津田町<u>の一部</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>大蔵小学校</td><td>金井四、六丁目、<u>大蔵町</u>の全部、金井ヶ丘四丁目、能ヶ谷一丁目の各一部</td></tr> <tr> <td>三輪小学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>鶴川中央小学校</u></td><td><u>真光寺町、真光寺一、二、三丁目、鶴川一、二、三、四、五、六丁目、能ヶ谷二丁目、広袴一、二、三、四丁目の全部、能ヶ谷一、七丁目、広袴町の各一部</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	学校名	通学区域	略	略	鶴川第一小学校	小野路町 <u>の全部</u> 、野津田町 <u>の一部</u>	略	略	略	略	大蔵小学校	金井四、六丁目、 <u>大蔵町</u> の全部、金井ヶ丘四丁目、能ヶ谷一丁目の各一部	三輪小学校	略	<u>鶴川中央小学校</u>	<u>真光寺町、真光寺一、二、三丁目、鶴川一、二、三、四、五、六丁目、能ヶ谷二丁目、広袴一、二、三、四丁目の全部、能ヶ谷一、七丁目、広袴町の各一部</u>	略	略	<table> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鶴川第一小学校</td><td>小野路町、野津田町<u>の各一部</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>鶴川第三小学校</u></td><td><u>鶴川一、二、六丁目、能ヶ谷二丁目、広袴四丁目の全部、鶴川五丁目、能ヶ谷一、七丁目、広袴町、広袴二、三丁目の各一部</u></td></tr> <tr> <td><u>鶴川第四小学校</u></td><td><u>真光寺町、真光寺一、二、三丁目、広袴一丁目、鶴川三、四丁目の全部、小野路町、大蔵町、広袴二、三丁目、鶴川五丁目の各一部</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>大蔵小学校</td><td>金井四、六丁目の全部、金井ヶ丘四丁目、<u>大蔵町</u>、能ヶ谷一丁目の各一部</td></tr> <tr> <td>三輪小学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	学校名	通学区域	略	略	鶴川第一小学校	小野路町、野津田町 <u>の各一部</u>	略	略	<u>鶴川第三小学校</u>	<u>鶴川一、二、六丁目、能ヶ谷二丁目、広袴四丁目の全部、鶴川五丁目、能ヶ谷一、七丁目、広袴町、広袴二、三丁目の各一部</u>	<u>鶴川第四小学校</u>	<u>真光寺町、真光寺一、二、三丁目、広袴一丁目、鶴川三、四丁目の全部、小野路町、大蔵町、広袴二、三丁目、鶴川五丁目の各一部</u>	略	略	大蔵小学校	金井四、六丁目の全部、金井ヶ丘四丁目、 <u>大蔵町</u> 、能ヶ谷一丁目の各一部	三輪小学校	略	略	略
学校名	通学区域																																						
略	略																																						
鶴川第一小学校	小野路町 <u>の全部</u> 、野津田町 <u>の一部</u>																																						
略	略																																						
略	略																																						
大蔵小学校	金井四、六丁目、 <u>大蔵町</u> の全部、金井ヶ丘四丁目、能ヶ谷一丁目の各一部																																						
三輪小学校	略																																						
<u>鶴川中央小学校</u>	<u>真光寺町、真光寺一、二、三丁目、鶴川一、二、三、四、五、六丁目、能ヶ谷二丁目、広袴一、二、三、四丁目の全部、能ヶ谷一、七丁目、広袴町の各一部</u>																																						
略	略																																						
学校名	通学区域																																						
略	略																																						
鶴川第一小学校	小野路町、野津田町 <u>の各一部</u>																																						
略	略																																						
<u>鶴川第三小学校</u>	<u>鶴川一、二、六丁目、能ヶ谷二丁目、広袴四丁目の全部、鶴川五丁目、能ヶ谷一、七丁目、広袴町、広袴二、三丁目の各一部</u>																																						
<u>鶴川第四小学校</u>	<u>真光寺町、真光寺一、二、三丁目、広袴一丁目、鶴川三、四丁目の全部、小野路町、大蔵町、広袴二、三丁目、鶴川五丁目の各一部</u>																																						
略	略																																						
大蔵小学校	金井四、六丁目の全部、金井ヶ丘四丁目、 <u>大蔵町</u> 、能ヶ谷一丁目の各一部																																						
三輪小学校	略																																						
略	略																																						

別表第2（第2条関係）

町田市立中学校通学区域表

学校名	通学区域
町 田 第 一 中学校	森野一、二、三、 <u>四、五、六丁目</u> 、中町一、二、三、四丁目、旭町一、 <u>二</u> 、三丁目の全部、本町田、南大谷三、四丁目の各一部
町 田 第 二 中学校	原町田三、四、五、六丁目、南大谷、高ヶ坂一、二、三、五、六丁目の全部、原町田一、二丁目、本町田、南大谷一、二、三、七丁目、西成瀬一丁目、高ヶ坂四、七丁目の各一部
町 田 第 三 中学校	<u>藤の台一丁目</u> の全部、本町田の <u>一部</u>
略	略
成 瀬 台 中 学校	成瀬台一、二、三、四丁目、成瀬一、二、三、 <u>四丁目</u> 、東玉川学園二丁目の全部、西成瀬二、三丁目、東玉川学園一丁目の各一部
南 成 瀬 中 学校	<u>成瀬五、六、七、八丁目</u> 、南成瀬一、二、三、四、五、六、七、八丁目、成瀬が丘一、二丁目、つくし野一丁目の全部、つくし野二丁目、小川一、二丁目、成瀬が丘三丁目の各一部
略	略
薬 師 中 学 校	藤の台三丁目、 <u>金井町</u> 、金井一丁目、薬師台一、二、三丁目の全部、野津田町の <u>一部</u>
略	略

別表第2（第2条関係）

町田市立中学校通学区域表

学校名	通学区域
町 田 第 一 中学校	森野一、二、三、 <u>五丁目</u> 、中町一、二、三、四丁目、旭町一、三丁目の全部、 <u>森野四、六丁目</u> 、 <u>旭町二丁目</u> 、本町田、南大谷三、四丁目の各一部
町 田 第 二 中学校	原町田三、四、五、六丁目、南大谷、高ヶ坂一、二、三、五、六丁目の全部、原町田一、二丁目、本町田、南大谷一、二、三、七丁目、 <u>成瀬八丁目</u> 、西成瀬一丁目、高ヶ坂四、七丁目の各一部
町 田 第 三 中学校	<u>木曽町</u> 、 <u>木曽東一、四丁目</u> の全部、 <u>森野四、六丁目</u> 、 <u>旭町二丁目</u> 、本町田、 <u>木曽東二、三丁目</u> 、 <u>木曽西五丁目</u> の各一部
略	略
成 瀬 台 中 学校	成瀬台一、二、三、四丁目、成瀬一、二、三、 <u>四、七丁目</u> 、東玉川学園二丁目の全部、 <u>成瀬五、六丁目</u> 、西成瀬二、三丁目、東玉川学園一丁目の各一部
南 成 瀬 中 学校	南成瀬一、二、三、四、五、六、七、八丁目、成瀬が丘一、二丁目、つくし野一丁目の全部、つくし野二丁目、小川一、二丁目、 <u>成瀬五、六、八丁目</u> 、成瀬が丘三丁目の各一部
略	略
薬 師 中 学 校	藤の台 <u>一、三丁目</u> 、金井一丁目、薬師台一、二、三丁目の全部、 <u>本町田</u> 、 <u>山崎町</u> 、野津田町、 <u>金井町</u> の各一部
略	略

木 曽 中 学 校	<u>木曽町、木曽東一、二、三、四 丁目、木曽西一、二、三、四丁 目の全部、木曽西五丁目の一部</u>	木 曽 中 学 校	木曽西一、二、三、四丁目の全 部、 <u>木曽東二、三丁目</u> 、木曽西 五丁目の <u>各一部</u>
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、別表第２薬師中学校の項の改正規定（「、金井一丁目」の前に「、金井町」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。